

社援発 0328 第 14 号
令和 7 年 3 月 28 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「消費生活協同組合に対する検査の実施について」の一部改正について

厚生労働省が実施する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対する検査は、「消費生活協同組合に対する検査の実施について（平成 20 年 9 月 3 日社援発第 0903013 号当職通知）」に基づき実施しているところであるが、今般、別紙のとおり、当職通知のうち「消費生活協同組合検査項目」の一部を改正したので、ご了解願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。